



# 1 策定委員会策定経過等

# (1)計画策定経過

		日程	内 容	事務局作業	
令和 2年 5月	策第 定委員会	5/13	<ul><li>●スケジュール案について</li><li>●アンケート案について</li><li>●日常生活圏域の考え方について</li></ul>	●アンケート調査の質 問項目の設定作業	
6月	アンケート	5/28 ~6/15	<ul><li>●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</li><li>●在宅介護実態調査</li><li>●サービス提供事業者調査</li></ul>	●第7期計画の進捗状	
7月	策 第 第 多 員 会	7/15	●清須市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険 事業計画の評価について ●清須市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険 事業計画の概要について ●日常生活圏域の設定(案)について	況の点検・評価	
8月	市民ワーク	8/24 ~8/31	<ul><li>●①「「住みよい地域」になるための資源」 について</li><li>●②「住み慣れた場でいつまでも生活する ためにできること」について (アンケート調査として実施)</li></ul>	●アンケート調査、給付実績の分析を基にサービス見込量の設定作業	
9月	策定委員会	9/16	<ul><li>●日常生活圏域数及び包括支援センター数の設定(案)について</li><li>●計画の骨子(案)及びアンケート結果について</li></ul>	●計画素案の作成	
10月	策定委員会	10/28	●計画の素案について	●県ヒアリング	
11月				●県との調整	
12月	策定委員会	12/22	●計画の原案について		
令和 3年 1月	パブリック	1/5 ~2/4	●原案について、市のホームページへの掲載及び市内公共施設に設置し、市民等からの意見を募集		
2月	策定委員会 第6回	2/26	●清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険 事業計画案について ※市長へ報告	_	

#### (2) 策定委員会設置要綱

清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における高齢者福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画 の策定及び計画の見直しをするため、清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(計画の種類)

- 第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。
  - (1) 高齢者福祉に関する計画
  - (2) 介護保険に関する計画
- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が 定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

# (3)委員名簿

(敬称略)

機関名	氏 名	備考
西名古屋医師会代表 (五条川リハビリテーション病院 院長)	島野泰暢	委員長
愛知医療学院短期大学 副学長	小川 由美子	副委員長
清須市社会福祉協議会 会長	時田 榮一	
西春日井福祉会 事務局次長兼総務課長	柴田 定男	
民生児童委員連絡協議会連絡会連絡会長	後藤 憲治	
シルバー人材センター 会長	山内修	
ボランティア連絡協議会 会長	中田 繁美	
寿会 会長	山内 祈	
介護者代表	渡邉 恵	
西春日井歯科医師会代表 (田中歯科 院長)	田中勝己	
西春日井薬剤師会代表 (浅野薬局 薬剤師)	山口 冨美代	

# (オブザーバー)\_\_\_\_

清須保健所健康支援課 課長	山村 浩二	
---------------	-------	--



# 2 市民ワークショップについて

### (1) ワークショップの目的と実施について

清須市内の高齢者が住み慣れた場でいつまでも生活を続けるために、どんな資源が必要で自分たちに何ができるかについて、市民から率直なご意見をいただき この計画書に反映するためにワークショップの開催を企画しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加を予定されていた方々の健康と安全を考慮し、会場への集合を中止し、郵送によるアンケート調査を実施することといたしました。

### (2)アンケート調査の概要

実施期間	令和2年8月24日(月)~8月31日(月)			
対象者数	清須市民げんき大学生 19 名・母子保健推進員 7名 計 26 名			
実施方法	郵送配布・郵送回収			
回収数	22 件(有効回収率 84.6%)			
設問内容	1 「住みよい地域」になるための資源 2 住み慣れた場でいつまでも生活するためにあなたができること			

#### (3)調査結果

回答者の年代は、60代 36.4%、70代 54.5%、80代 9.1%、居住地区は西枇杷島地区・春日地区がともに 27.3%、新川地区・清洲地区がともに 22.7%となっています。

設問 1 「**"**住みよい地域"になるための資源」についていただきましたご意見を テーマごとにまとめました。

#### 「住みよい地域」になるための資源

#### 交通

- ・ボランティアの運転手 (3名)\*
- ・運転免許の返納で、「足」の確保が問題
- ・通いの場に送迎があると良い。
- ・移動販売、移動図書館など車がなくても生活できる環境作り
- ・乗合タクシーなど身近で使えるもの

#### イベント

- ・朝のラジオ体操を開催する。
- ・ラジオ体操会場までを散歩コースにしてみんなで歩く。
- ・映画鑑賞や音楽が聴けるような場所
- ・一人暮らしの方を外に引っ張り出す→寿会などへの参加
- ・市の生涯学習への参加
- ・図書館や美術館で高齢者向けのイベントや、子供と高齢者が交流できるイベント

#### 集いの場・サロン

- ・誰かと気軽に集い、話せる場所 (5名)
- ・月に1回程度ではなく、いつ行っても誰かがいてくれる場所があると良い。
- ・気軽に集まれる場所…お茶が飲めたり、情報収集できたり、あまり遠くない場所
- ・サロンなども増えてきたが、仲間がつくられ、入りにくいとも聞く。

#### 情報

- ・地域別にどんな資源があり、どのように活用されているかを周知してほしい。
- ・現存する資源の内容が知りたい。

#### その他

- ・一人暮らしを見守ってくれる人(電話でも良いので、声を聞かせてほしい)
- ・地域の中での人間関係(昔からの方と新しい方)を取り持つ人が必要
- ・保育園と高齢者施設の複合施設で両者が交流することで、お互いに良い影響を与えた というニュースを観た。 園児と高齢者が交流する場があれば、お互いにプラスの面が 出てくるように思う。
- ※( )内の人数は回答者数(2名以上)を示しています。

設問2「住み慣れた場でいつまでも生活するためにあなたができること」についていただきましたご意見をテーマごとにまとめました。

#### 住み慣れた場でいつまでも生活するためにあなたができること

#### あいさつ・声掛け・見守り

- ・声掛け (9名)
- あいさつ (5名)
  - …あいさつを通して会話が始まり人の輪も広がる。
- ・見守り (5名)
- ・高齢者が多い場所では、一戸一戸への声掛けが必要
- ・近所の自分より高齢の方に声掛けをしたい。
- ・困っている人にちょっとした手助け
- ・見守りもお節介にならないように、顔見知りになってからお手伝いするのがよい。
- ・民生委員や介護ヘルパーの隙間のところをお手伝いするのがよい。
- ・緊急時のために、緊急連絡先が確認できるとよい。

#### 地域での活動

- ・サロン等の場の提供
- ・幅広い年齢層が参加できるイベントの開催
- ・地域の行事・イベントの手伝い
- ・幅広い年齢の人が参加できるイベントの開催
- ・ボランティア活動(リサイクル活動・清掃活動・ごみ減量活動等)を通して、 仲間との交流を続けたい。
- ・町内のゴミ集積所等の空き地を利用して、花などを植えて皆の目を楽しませている。
- ・高齢者の生活支援
- ・町内のひとり暮らしの方の庭木の手入れをやりたい。
- ・買い物の支援
- ・外出の付き添い
- ・家族(高齢者)の付き添い

#### 世代を超えて

- ・子育て世代の親子にサロンなどへ気軽に足を運んでもらい一緒にお話ししたい。
- ・子どもの登下校の安全を守る。
- ・子ども食堂のお手伝いをしてみたい。
- ・高齢者について理解し、知ってもらおう。
  - …保・小・中それぞれ理解できる話で、現状を伝えてほしい。

#### その他

- ・まず、自分が周りの人に迷惑をかけないようにする。
- ・自分も高齢者。必ず、誰かの手助けが必要となることを心に留めて行動したい。



# 3 用語解説

### あ行

### ■ アウトリーチ

英語で「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では「必要である支援が届いていない対象者に対し、積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセス」のことを指します。介護の分野では、地域包括支援センターの総合相談支援業務として、高齢者の実態把握のために地域に出向く活動が含まれており、支援を必要としている人を早期発見し、他の業務につなげるための入り口とされています。

### ■ アセスメント

介護サービスの提供やその他支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しを立てるために、事前に把握、評価、分析を行うことです。

### ■ いこまいか教室

一般介護予防事業である地域介護予防活動支援事業の一つです。地域の方が教室の運営を行い、地元の公民館などで週1回1時間の運動教室を開催するもので、市は運動インストラクターを無料で派遣します。

### か行

### ■ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。

### ■ 介護給付費準備基金

介護給付費の見込みを上回る給付費の増加等に備えるために、第1号被保険者の保険料の余剰金を積み立てて管理するために設けられています。介護給付費に充てる介護保険料に不足が生じた場合は、必要額をこの基金から取り崩して財源を補填します。

### ■ 介護保険法

要介護状態または要支援状態の者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定めた法律です。

### ■ 介護保険保険者努力支援交付金

公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、自治体への財政的インセンティブとして令和2年度に創設された交付金制度です。保険者機能強化推進交付金に加えて、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化されています。

### ■ 介護予防

高齢者が健康でいきいきした生活が送れるように、できる限り要支援・要介護 状態に進むことなく、また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさら に進行しないようにすることです。

### ■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護保険サービスの基盤整備や地域支援事業等の構築を進めるにあたり、高齢者の要介護度の悪化につながるリスク等を把握した上で必要なサービスの種類・量・事業方法等を検討するための調査です。

### ■ 介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者の身体的状態等にあわせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、プラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人をいいます。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ人が都道府県が行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られます。

### ■ 救急医療情報キット

救急搬送時に駆けつけた救急隊に医療情報を提供し、救急隊が迅速かつ的確に活動できるようにするためのものです。筒状の入れ物の中に医療情報カード、保険証等の写しなどを入れ、ほとんどすべての家庭に存在する冷蔵庫の中に保管することで情報を提供します。

### ■ 協議体

各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場のことです。

### ■ 清須市総合計画

本市の行政運営の基本的な指針として、市の将来に向けての発展すべき方向と 目標を定めるとともに、目標の実現に向けた政策・施策・事業を展開するための 計画です。

### ■ 清須市地域包括ケアシステム推進委員会

地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、本市が設置した組織です。

### ■ 清須市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、 災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施するための計 画です。

### ■ 清須市民げんき大学

介護予防普及啓発事業の一つとして、本市と愛知医療学院短期大学が連携し設立しました。高齢者自身の健康づくりを進めるとともに、地域活動を担うことについて学びます。

#### ■ 居宅介護支援事業者

介護を必要とする方が適切な介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員 (ケアマネジャー)が在籍し、本人や家族の要望に応じて、ケアプランの作成や 見直しを行う事業者です。

#### **■ 緊急通報システム**

ひとり暮らし高齢者等の緊急時における連絡体制の確保を図るため、専用通報機器等を用い、緊急時に外部通報できると同時に、これを受信し、即時必要な処置を行うシステムを設置します。

### ■ ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画)

在宅の要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のことです。

### ■ ケアマネジメント

要介護者に対し、適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援することをいいます。

### ■ 軽費老人ホーム

高齢などの理由のため独立した生活に不安のある方に、日常生活に必要な便宜を提供する施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類の施設があります。

### ■ 健康づくりリーダー

愛知県健康づくり振興事業団が養成しているボランティアグループです。研修 修了者は健康づくりリーダーとして登録され、愛知県や市町村等が行う健康づく りの行事やイベントにおいて、健康づくりのボランティアとして活躍できます。

### ■ 権利擁護

認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法において、福祉サービス利用援助 事業(日常生活自立支援事業)、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。

### ■ 高額医療合算介護サービス費

介護保険のサービス利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となり一定の上限額を超えた場合に、その負担の軽減を目的として支給するものです。

### ■ 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用に要した負担費用が高額となり一定の上限額を超えた場合に、利用者の負担軽減を目的として支給するものです。

### ■ 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合です。

#### ■ 高齢者虐待

高齢者を対象とする虐待をいいます。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)では、養護者による高齢者虐待に該当する行為として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類を定義しています。

### ■ 国保データベース(KDB)システム

国民健康保険団体連合会が「特定健診・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療含む)」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供するシステムのことです。

### さ行

### ■ 在宅医療サポートセンター

在宅医療を担う医療機関、薬局、訪問看護ステーション、福祉関係者のネット ワーク化等、在宅医療が行える体制づくりの支援や、在宅医療に関する相談を受け付ける機関です。

### ■ 在宅介護

施設への入所や病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅等で介護を行うことです。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」とされており、在宅介護を理念の一つとしています。

### ■ 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に 向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、在宅の要支援・要介 護認定者を対象とする調査です。

### ■ サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを 提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のことです。

#### ■ 算定対象審査支払手数料

介護保険サービスに係る費用の請求・審査・支払い等を国民健康保険団体連合 会へ委託し、手数料として支払うものです。

### ■ 支払基金交付金

第2号被保険者(40~64歳)が負担する介護保険料に基づき、各医療保険者から徴収した納付金は、社会保険診療報酬支払基金から介護保険の保険者である市町村等へ交付金として、交付されます。

### ■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。都道府県、市町村のそれぞれにおいて組織されています。

### ■ 社会福祉士

社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担います。

### ■ 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、市町村・都道府県が作成する計画です。

### ■ シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人です。

#### ■ 成年後見制度

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

本人の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれています

### ■ セルフ・ネグレクト

「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」を指します。ひとり暮らし高齢者がこの状態となった場合、孤独死の原因となる可能性があります。

### た行

### ■ 第1号被保険者

65 歳以上の方のことをいいます。

### ■ 第2号被保険者

40 歳から 64 歳の医療保険加入者のことをいいます。

#### ■ 団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期(昭和 22 年から 24 年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされます。2025 年(令和7年)には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野への影響が想定されています。

#### ■ 団塊ジュニア世代

日本で 1971 年(昭和 46 年)から 1974 年(昭和 49 年)に生まれた世代で、第二次ベビーブーム世代とも呼ばれています。2040 年(令和 22 年)には、すべての団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、団塊の世代に次いでその人口規模が大きいことから、団塊の世代と同様に様々な分野への影響が想定されています。

### ■ 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

### ■ 地域ケア会議

地域包括支援センター等が運営し、医療、介護、福祉等の多職種が協働して、 高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤 の整備を同時に進めるための会議です。

### ■ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関です。市区町村ごとに設置されます。

### ■ 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを地域で一体化して提供していく体制です。

### ■ 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的 に支援するための国の情報システムです。

### ■ 地域保健医療計画

医療法の規定に基づき都道府県が策定する計画で、基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県における医療提供体制の確保を図るためのものです。

### ■ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービスです。

#### ■ 調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

### ■ 特定入所者介護サービス費

短期入所生活介護や介護保険施設等の特定サービスの利用者のうち、市民税非 課税世帯等の要件に該当する方に、食事や居住費の一部を支給するものです。

#### な行

#### ■ 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険 事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備すること になりました。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交 通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備 状況等を総合的に勘案し、定めることになっています。

### ■ 認知症

アルツハイマー病や脳血管障害等により脳の機能が低下することで、「物忘れ」や「判断力低下」などが起こる病気をいいます。その結果、他人とのコミュニケーションがとりにくくなったり、周りの状況に合わせた行動がとれなくなったりします。

### ■ 認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民や専門職等誰もが気軽に集うことができ、同じ境遇の人と悩みを共有したり、地域住民と交流を深めたりすることのできる場をいいます。

### ■ 認知症キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役のことです。「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、地域のリーダー役を担うことも期待されています。

### ■ 認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と その家族及び地域・医療・介護の人たちが目標を共有し、それを達成するための 連携の仕組みをいいます。

### ■ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や 家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する方のことをいい ます。

### ■ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する 応援者=認知症サポーターを養成する講座です。

### **■ 認知症施策推進大綱**

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、2019年(令和元年)6月に国により取りまとめられた認知症施策の方針です。「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としています。

### ■ 認知症初期集中支援チーム(清須市オレンジサポートチーム)

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

### ■ 認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する 支援体制の強化を図る役割を担う専門職員で、厚生労働省が実施する「認知症地 域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置されます。

### は行

### ■ パトロール DOGS

清須市における地域の見守りパトロールのための登録制度で、登録した個人が 愛犬との散歩中に気になる人を見つけたら優しく声を掛けるなど様子を伺い、状 況に応じて地域包括支援センター等に連絡するなどの活動を行います。清須市民 かつ認知症サポーター養成講座受講者が登録できます。

### ■ PDCA サイクル

取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善する手法で、「PDCA」は Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)の頭文字を取ったものです。介護の分野では、介護予防に関する事業を効率的かつ効果的に実施するために、PDCA サイクルに沿った評価や改善が求められています。

### ■ 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが 困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を いいます。

### ■ 被保険者

介護保険に加入した人を意味します。介護保険被保険者は、さらに年齢によって分類され、65歳以上の高齢者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険(健保組合等)加入者を第2号被保険者と規定しています。

### ■ 標準給付費見込額

介護保険料の算出の基礎になる標準給付費見込額は、計画期間の3年間に必要とされる総給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料の総額です。

### ■ 福祉避難所

災害時に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させることを想定した避難所のことです。

### ■ フレイル

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す"frailty"の日本語訳として提唱された用語で、いわゆる「虚弱」のことを指しています。要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

### ■ 保険者機能強化推進交付金

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組を推進するために、自治体への財政的インセンティブとして創設された交付金制度です。市町村においては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要とされています。

### ま行

### ■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域 住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢 者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときには速や かに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動しています。

#### や行

### ■ 有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を 供与することを目的とする施設です。

#### **■ 要介護認定**

どの程度の介護を必要としているかを7段階のランクに分けて判断します。認 定調査の結果をコンピューターで判断(一次判定)し、主治医の意見書を加えて 医療や福祉の専門家が判定する認定審査会(二次判定)によって認定されます。

#### ■ 要介護認定率

介護保険被保険者数に占める要介護認定者の比率です。

#### ら行

#### ■ 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された法律です。

# 清須市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月発行

発行者:清須市役所 健康福祉部 高齢福祉課

住 所: 〒452-8569

愛知県清須市須ケロ 1238 番地

電 話:(052)400-2911(代表)